

秋田県ケアラー支援条例(案)の概要

前文

少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加などの社会的な変化を背景に、家族や近親者などに、無償で介護や看護、日常生活上の世話などを行っているケアラーが増加している。

こうしたケアラーについては、家庭内のデリケートな問題のため表面化しにくい上、自らがケアラーであることを認識していないケースも多く、周囲からの支援が行き届かずに社会的に孤立してしまうおそれがある。

特に、ヤングケアラーである子どもや若者については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負い、負担を抱えることで、本人の育ちや勉強、友人との遊びに支障を来たすなど、将来にわたって影響が及ぶことが懸念されている。

こうした課題を解決していくためには、ケアラーに関する県民の理解を深めていくとともに、ケアラーが地域の中で孤立せずに安心して暮らせるように、社会全体で支えていく体制づくりを進めていく必要がある。

ここに、全ての県民が希望を持ち、自分らしく生きることができるとともに、ケアラーとその家族を地域で支えていくための環境づくりなど、ケアラー支援に必要な施策の一層の充実を図るため、この条例を制定する。

第1条 目的

この条例は、ケアラー支援に関し、基本理念を定めるほか、県と県議会の責務や市町村、県民、事業者、支援団体と関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的・計画的に推進し、ケアラーの負担の軽減と解消を図り、全ての県民が自分らしく生きることができるとともに、ケアラーの実現を目指す。

第2条 定義

- ・ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等の理由により援助を必要とする親族、友人、その他身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話などの必要な援助を過度に行っていると認められる者をいう。
- ・ヤングケアラーとは、ケアラーのうち子ども及び若者をいう。
- ・事業者とは、県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者をいう。
- ・支援団体とは、ケアラー支援を行う民間団体をいう。
- ・関係機関とは、介護、障害児者の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

第3条 基本理念

ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

また、ケアラーによる援助を受けている者とその家族の尊厳及び権利に十分に配慮して、それらの支援と一体的に行われなければならない。

そして、県、市町村、県民、事業者、支援団体と関係機関の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるよう行われなければならない。

さらに、ヤングケアラーの適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるよう行われなければならない。

加えて、ヤングケアラーが家族の日常生活上の世話を過度に行わなければならない状況を脱して夢や目標を持てる社会を実現するよう行われなければならない。

第4条 県の責務

県は、基本理念にのっとり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、市町村、県民、事業者、支援団体や関係機関と連携・協力して、ケアラー支援施策を総合的・計画的に実施する。

第5条 県と市町村等との連携

県は、ケアラー支援施策の実施に当たっては、基本理念にのっとり、市町村や関係機関の主体的な取組を積極的に支援するよう努める。

第6条 県議会の責務

県議会は、基本理念にのっとり、必要に応じてケアラー、事業者、支援団体や関係機関から意見の聴取を行い、ケアラーの置かれている状況を把握し、支援の必要性について十分に理解を深めるよう努める。

第7条 市町村の役割

市町村は、基本理念にのっとり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、その置かれている状況と支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するよう努める。

また、県が実施するケアラー支援施策に協力するよう努める。

第8条 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況と支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県と市町村が

実施するケアラー支援施策に協力するよう努める。

第9条 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況と支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県と市町村が実施するケアラー支援施策に協力するよう努める。

また、従業者がケアラーであると認められるときは、その勤務について配慮するよう努めるとともに、従業者が支援を希望するときは、県、市町村、支援団体及び関係機関に対し情報提供を行うよう努める。

第10条 支援団体の役割

支援団体は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況と支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県と市町村が実施するケアラー支援施策に協力するよう努める。

第11条 関係機関の役割

関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況と支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県と市町村が実施するケアラー支援施策に協力するよう努める。

また、自らがその業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりがある者がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重した上で、ケアラーの健康状態及び生活環境等を確認するよう努める。

さらに、ケアラー支援に関する情報提供、適切な支援団体、関係機関への案内又は取次ぎなどの必要な支援を行うよう努める。

第12条 協議会の設置

県は、ケアラー支援の総合的・計画的な施策の推進を図るため、県、市町村と支援団体等で組織する協議会を設置する。

第13条 基本計画

県は、ケアラー支援の総合的・計画的な施策の推進を図るため、基本的な計画を定める。

第14条 事業者等への支援

県は、ケアラーであると認められる従業者を雇用する事業者と支援団体への支援に関する施策を講ずるよう努める。

第 15 条 普及啓発

県は、県民がケアラーの置かれている状況と支援の必要性について十分に理解を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるための啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第 16 条 人材育成等

県は、ケアラー支援施策の推進に寄与する人材の育成を図るための研修の実施、情報提供、人材の確保などの必要な措置を講ずるよう努める。

第 17 条 ヤングケアラーの相談体制の強化

県と市町村は、ヤングケアラーを早期発見することができるよう学校その他の教育業務を行う機関と連携を図りながら、ヤングケアラーの相談体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第 18 条 支援団体等との連携

県と市町村は、児童、生徒、学生とそれらの家族がヤングケアラーであると認められるときは、それらの意向を十分に尊重し、信頼関係を構築した上で教育の機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、ヤングケアラーが支援を希望するときは、支援団体及び関係機関に対し情報提供を行うよう努める。

第 19 条 推進体制の整備

県は、ケアラーの抱える問題の解消に向けて必要な体制の整備に努める。

第 20 条 財政措置

県は、ケアラー支援施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

附則 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。